

意見書第 3 号

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）

上記の議案を、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 99 条の規定に基づき別紙のとおり議決を求める。

令和 5 年 6 月 5 日提出

提 出 者

香芝市議会議員

青 木 恒 子

賛 成 者

香芝市議会議員

中 井 政 友

少人数学級・教職員定数の改善に係る意見書（案）

公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律の一部改正する法律（以下 改正義務標準法）が成立し、小学校の学級編成標準が学年進行により段階的に35人に引き下げられています。

文部科学大臣は、改正義務標準法に係る国会答弁の中で、30人学級や中・高における少人数学級の必要性についても言及しています。さらにきめ細かな教育をするためには30人学級の実現が不可欠です。また、小学校だけにとどまるのではなく、中学校・高等学校での35人学級の早期実施が必要です。

学校現場では、今まで新型コロナウイルス感染症対策やいじめ・不登校など解決すべき課題が山積みしています。教職員は、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況になっています。豊かな学びや学校の働き方改革を実現するためには、加配の増員や養護教員・事務職員・栄養職員などの少数職種の配置増など教職員定数改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるように、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 中学校・高等学校での35人学級を早急に実施する事。また、小学校についても更なる少人数学級について検討すること
2. 学校の働き方改革・長時間労働是正を実現するため、加配の増員や養護教員・事務職員・栄養職員など少数職種の配置増など教職員定数改善を推進すること
3. 自治体で国の標準を下回る「学級編成基準の弾力的運用」の実施ができるよう加配の削減は行わないこと

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年 月 日

奈良県香芝市議会

衆議院議長	細田	博之	殿
参議院議長	尾辻	秀久	殿
内閣総理大臣	岸田	文雄	殿
総務大臣	松本	剛明	殿
財務大臣	鈴木	俊一	殿
文部科学大臣	永岡	桂子	殿